



興銀事件控訴審の判断下る～国側逆転勝訴 －債権全額が回収不能に当たらずと認定－

住専の母体銀行が、住専処理法成立前に債権放棄をし貸倒償却をした事案で、その損失の損金性について争われたいわゆる興銀事件は、東京地裁では、社会通念上回収不能に当たると判断され、原告が勝訴しました。しかし、控訴審である東京高裁では、原審と異なり厳格な形式基準を適用する判断を示し、控訴人である国側を逆転勝訴させています。地裁、高裁、それぞれの事実認定のアプローチにより、巨額な貸付債権の評価が全く異なる結論に達したことに、改めて税務訴訟の複雑性、困難性を痛感します。（平成14年3月14日東京高裁・Z888-0595、平成13年3月2日東京地裁・Z888-0464）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

被控訴人N銀行は、旧住専であるJ社の母体行であり資金面、経営面において緊密な関係を有していましたが、バブル経済の破綻以後、J社に対する貸付債権は回収が見込まれない不良債権化し、なおかつ母体行としての責任を厳しく追求される立場におかれています。被控訴人は、もはやJ社に対する債権を放棄せざるを得ないという認識の下、平成8年3月29日3760億5500万円にのぼる貸付債権を解除条件付債権放棄（J社の営業譲渡の実行及び解散の登記が平成8年12月末日までに行われないことを解除条件とする）を行い、同金額を貸倒償却し、平成8年3月期において損金の額に算入しました。控訴人K税務署長は、債権放棄の時点においてJ社に対する貸付債権は全額回収不能とは認められないとして、損金算入を否認する更正処分を行いました。

第1審の東京地裁では、「法的措置を講ずれば、ある程度の回収を図れる可能性がないとはいえない場合においても、諸般の事情を総合的に考慮し、法的措置を講ずることが、有害又は無益であって経済的にみて非合理的で行うに値しない行為であると評価できる場合には、もはや当該債権は経済的に無価値となり、社会通念上当該債権の回収が不能であると評価すべきである。」と判示し、被控訴人が有する債権は経済的に無価値な債権であり、社会通念上回収不能の状態にあったものというべきであると判断しました。

これに対し、東京高裁は下記の理由により当該債権の全額が回収不能であったとは認められないとして、第1審判決を取り消して控訴人の請求を認容しました。

- ① 平成8年3月末日当時においては、J社には借入金総額の約40パーセントに当たる1兆円の資産が残されていたものであり、母体行である被控訴人の本件債権が弁済順序において法的に最後劣のものとなっていたということはできないし、担保権についても無条件でこれを放棄したものとは解されないから、上記の時点においては、本件債権の全額が回収不能であったとはいえない。
- ② 被控訴人は、本件債権は、社会通念上回収不能の状態にあった旨主張するが、そもそも、債権の全額が回収不能であるとは、当該債権の資産性が全部失われたことをいうのであって、責任財産がありながら、債権行使に対する社会的批判等の他事を考慮して債権者が当該債権を行使しないこととしたような場合などは、これに当たるものではない。
- ③ 解除条件付き債権放棄の私法上の効力は、当該意思表示の時点で生ずるもの、本件におけるような流動的な事実関係においては、その効力は未だ確定したとはいえないのであるから、当該条件の不成就が確定したときの属する年度の損金として計上すべきものである。

.... (税法データベース編集室 正木洋子)

◇以上の判決について詳細（全文・A4版51枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますのでご一報ください。